

化学物質管理

法改正に対応できていますか？



労働基準局
公表キャラクター
たしかめたん

1 安全データシートを入手しましょう

事業場内で使用している化学物質を把握し、仕入先から安全データシート（エスディエスSDS）を入手しましょう。一般消費者の用に供するためのもの（※）は対象となりません。古いSDSは、内容が修正されている場合があります。

2 対象物があるか確認しましょう

SDSを入手したら、まず、適用法令の項目を確認します。この項目内の、労働安全衛生法の欄に、「名称等を表示すべき危険物及び有害物」、「通知対象物」、「リスクアセスメント対象物」などの記載があるものについては、改正法の対象となります。また、記載がないものについてもリスクアセスメントを行うことが推奨されます。

3 化学物質管理者を選任しましょう

上記2の対象物を製造又は取り扱う事業場ごとに化学物質管理者を選任しましょう。製造事業場については管理者講習が必要となります。また取り扱い事業場向けの管理者講習も行われているため、取り扱い事業場の化学物質管理者についても講習を受けるようにしてください。管理者には以下の項目を管理させてください。

- 一 上記2の対象物の表示、文書、通知に関すること
- 二 リスクアセスメントの実施に関すること
- 三 ばく露低減措置の内容及び実施に関すること
- 四 リスクアセスメント対象物を原因とした労働災害が発生した場合の対応に関すること
- 五 リスクアセスメント結果の記録の作成、保存、周知に関すること
- 六 ばく露低減措置の記録の作成、保存、周知に関すること
- 七 一～四の事項を実施するにあたっての労働者への必要な教育に関すること



4 リスクアセスメントを実施しましょう

上記2の対象物について、リスクアセスメントを実施しましょう。リスクアセスメントとは、化学物質の危険性又は有害性等の調査を行うことを指します。リスクアセスメントの実施支援ツールが職場の安全サイトに公開されていますので、御活用ください。

支援ツール保管場所

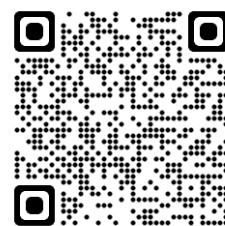
職場の安全サイト

⇒化学物質

⇒化学物質のリスクアセスメント実施支援

⇒リスクアセスメント支援ツール

⇒CREATE-SIMPLE



[CREATE-SIMPLE
\(クリエイイト・シンプル\)](#)

有害性
・
危険性

サービス業や試験・研究機関などを含め、あらゆる業種の化学物質取扱事業者に向けた簡易なリスクアセスメントツール。取扱い条件（取扱量、含有率、換気条件、作業時間・頻度、保護具の有無等）から推定したばく露濃度とばく露限界値（またはGHS区分情報）を比較する方法。平成31年3月に、経皮吸収による健康リスクと危険性のリスクを同時に見積もることが可能となりました。
【初級】

- ・ [マニュアル](#)
- ・ [設計基準](#)

- ・ [CREATE-SIMPLE ver3.0.3](#)
(2024.7 更新)

5 健診の要否を検討しましょう

リスクアセスメント結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認められる場合には、定期健診とは別に健康診断を実施する必要があります（安衛則第 577 条の 2 第 3 項）。下記の事項を元に、関係労働者に意見を聴いた上で、リスクアセスメント健康診断の実施の要否を判断し、判断根拠とともに記録に残しておいてください。

- ・当該化学物質の有害性及びその程度
- ・ばく露の程度
- ・労働者のばく露歴（作業期間、頻度、ばく露時間）
- ・作業の負荷の程度
- ・工学的措置の実施状況
- ・呼吸用保護具の使用状況
- ・取り扱い方法



6 皮膚等障害リスクのある物質を把握しましょう

S D S の危険有害性の要約欄のうち、「皮膚腐食性/刺激性」、「眼に対する重篤な損傷/眼刺激性」又は「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかが区分 1 である場合は、皮膚等障害化学物質等に該当します。これらの物質の使用にあたっては、不浸透性の手袋等の保護具の着用が必要になります。

7 保護具着用管理責任者を選任しましょう

リスクアセスメント結果に対する措置として、保護具を着用させる場合には保護具着用管理責任者の選任が必要となります。資格は必要ありませんが、保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者が対象となります。

8 がん原性物質の作業記録を作成しましょう

適用法令の項目に「がん原性があるものとして厚生労働大臣が定めるもの」や「がん原性物質」の記載があるものについては、1 年を超えない期間ごとに 1 回、定期に、次の事項の記録を作成し、労働者に周知させてください。

- ・ばく露低減措置の状況
- ・労働者のリスクアセスメント対象物のばく露状況
- ・労働者の氏名、作業概要、期間、がん原性物質に汚染される事態が生じたときはその概要、応急措置の概要
- ・ばく露低減措置に対する関係労働者の意見の聴取状況



参 考

※一般消費者の生活の用に供するためのもの とは

- ・医薬品、医薬部外品、化粧品
- ・農薬
- ・労働者による取り扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ粉状又は粒状にならない製品（工具、部品等いわゆる成形品）
- ・表示対象物が密閉された状態で取り扱われる製品（電池など）
- ・一般消費者のもとに提供される段階の食品。ただし、水酸化ナトリウム、硫酸、酸化チタン等が含まれた食品添加物、エタノール等が含まれた酒類など、表示対象物が含まれているものであって、譲渡・提供先において、労働者がこれらの食品添加物を添加し、または酒類を希釈するなど、労働者が表示対象物又は通知対象物にばく露するおそれのある作業が予定されるものは除く。
- ・家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律 104 号）に基づく表示がなされている製品、その他一般消費者が家庭等において私的に使用することを目的として製造又は輸入された製品。いわゆる業務用洗剤等の業務に使用することが想定されている製品は、一般消費者も入手可能な方法で譲渡・提供されているものであっても除く。